

平成30年度(平成29年分) 市民税・県民税・国民健康保険税申告書

※



安芸高田市長様

平成 年 月 日提出

1月1日 現在住所	安芸高田市		
現住所			
フリガナ			
氏名	印		生年月日 年 月 日
個人番号			連絡先 - -
			世帯主氏名 世帯主との続柄 ( )

【1. 所得金額】

所得の種類	収入金額(A)	必要経費(B)	専従者控除(C)	所得金額(A-B-C)						
営業等				①						
農業				②						
不動産				③						
利子				④						
配当				⑤						
給与	(内専給額)	給与支払者	(手引きを参照して収入金額から所得金額を算出してください)	⑥						
公的年金等		年金支払者		⑦						
その他			支払者・種目	⑧						
総合課税時	種目	収入金額(D)	必要経費(E)	特別控除額(F)	所得金額(D-E-F)	イ	ロ	ハ	⑨	イ+(ロ+ハ)×1/2
合計									⑩	

【2. 所得から差し引かれる金額】

雑損控除	損害資産・原因	損害金額	補填される金額	差引損失額(うち災害関連支出)	⑲			
医療費控除	①支払医療費	②補填される金額	③10万円と所得の5%の少ない方の額	計(A-B-C)	⑳			
社会保険料控除	④国民健康保険税	⑤介護保険料	⑥後期高齢者医療保険料	計(A~Fの合計)	㉑			
	⑦国民年金保険料	⑧源泉徴収票の社会保険料	⑨その他( )		㉒			
小規模企業共済等掛金控除					㉓			
生命保険料控除	区分	一般生命保険料支払額	個人年金保険料支払額	介護医療保険料支払額	⑳			(限度額70,000円)
	新	A	C	E	㉕			
	旧	B	D					
地震保険料控除	地震保険料支払額	A	旧長期支払額	B	㉖			(限度額25,000円)
寡婦(寡夫)控除	(該当に○) 区分	寡婦(寡夫)・特別寡婦	理由	死別・離婚・生死不明・未帰還	㉗		0,000	
勤労学生控除	学校名( )				㉘		0,000	
障害者控除	氏名	同居区分	種別	控除額	㉙			控除額の計
		同居・別居	身・精・療・他	万円				
		同居・別居	身・精・療・他	万円			0,000	
配偶者控除					㉚		0,000	
右欄に記入をされる方は裏面の【3. 控除対象配偶者・配偶者特別控除適用者・扶養親族に関する事項】も記入してください	配偶者特別控除	配偶者所得(配偶者特別控除適用のみ要記入)	人数	控除額	㉛		0,000	
	老人扶養(同居)		人	万円	㉜	控除額の計		
	老人扶養(別居)		人	万円				
	特定扶養		人	万円				
	一般扶養		人	万円				
	年少扶養		人	万円				
基礎控除					㉝		330,000	
合計					㉞			

(以下市役所記入欄)

本人	控配	扶養	障害	強
障害特別	有	老人	特	その他
寡婦	人	一般	同	制
寡夫		特	居	
勤労		定	計	
未成年		親	他	

異動日	
寄附	配讓
入力	照合

●寄附金税額控除など裏面にも記入欄がありますのでご注意ください。  
●調査により、申告内容とは異なる賦課決定を行う場合があります。

●分離課税の申告がある場合は、別表等の添付が必要です。

--

※市役所使用欄	
年 度	
宛 名	
台 帳	

【3. 控除対象配偶者・配偶者特別控除適用者・扶養親族に関する事項】

	氏 名	続柄	生 年 月 日	別居の場合の住所	個 人 番 号
配 偶 者			. .		
扶 養 控 除 ・ 16 歳 未 満 扶 養 親 族			. .		
			. .		
			. .		
			. .		

【4. 事業専従者に関する事項】

氏 名	続柄	生 年 月 日	従事月数	専従者控除額	個 人 番 号
		. .			
		. .			
		. .			

【5. 給与所得の内訳】(日給等で源泉徴収票がない人)

月	日 給	日 数	月 取
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞 与 等			
合 計			
勤 務 先	(名称)		
	(所在地)		
	(連絡先)		

【6. 寄附金に関する事項】

	都道府県・市区町村	広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部	広島県条例指定	
寄附金額	円	円	円	円
寄附先				

【7. 配当割・株式等譲渡所得割額控除額に関する事項】

(特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡割額の控除を受けようとする場合には、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡割額を記入してください)

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 割 額 控 除 額	円

【8. 家屋敷等に関する事項】

(安芸高田市外に住んでいる人で、1月1日現在事務所、事業所又は家屋敷を有している者)

名 称	
所 在 地	

【9. 納付方法に関する事項】

給与・公的年金等に係る所得以外(平成29年4月1日において、65歳未満の人は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き
	<input type="checkbox"/> 自分で納付

【10. 所得のなかった人】(該当に○)

1. 下記の者の扶養であった、又は援助(仕送りなど)を受けていた

氏名	続柄	住所
----	----	----

2. 非課税所得のみの収入であった(該当に○：遺族年金・障害者年金・雇用保険・その他( ))

3. 生活保護法による生活扶助を受けていた

4. その他( )

【11. 他市区町村で課税されている場合】

居住地住所	
-------	--

作成税理士 所在地住所 (電話番号) 署名押印	印
----------------------------------	---